

令和3年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

令和3年9月7日（火）

午前10時開議

【開会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【議案第22号～第31号・認定第3号～認定第6号・同意第11号審査】

日程第2 議案第22号 令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・・・ 1

日程第3 議案第23号 令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）・・・・・・ 15

日程第4 議案第24号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を
廃止する条例・・ 15

日程第5 議案第25号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固
定資産税の課税免除に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

日程第6 議案第26号 高齢者福祉施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めるこ
とについて・・ 21

日程第7 議案第27号 特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備工事の請負契約の締結に関
し議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

日程第8 議案第28号 財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・ 22

日程第9 議案第29号 葛巻町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることに
ついて・・ 22

日程第10 議案第30号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて・・・・・・ 28

日程第11 議案第31号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて・・・・・・ 28

日程第12 認定第3号 令和2年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・ 29

日程第13	認定第4号	令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の 認定について	47
日程第14	認定第5号	令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	47
日程第15	認定第6号	令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	48
日程第16	同意第11号	固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることに ついて	48
【意見書について】			49
日程第17	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め る意見書につ いて		
【発委第3号】			51
追加日程第1	発委第3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を 求める意見書の提出について	

令和3年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和3年8月26日（木）					
再開年月日	令和3年9月3日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和3年9月7日（火） 開議10時00分 閉会14時00分					
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	委員氏名	出席の標	議席番号	委員氏名	出席の標
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	-
会議録署名委員	4番	山崎 邦廣		5番	柴田 勇雄	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉				

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長	松浦 利明
	教育長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員会長		こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員		まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課財政係長	櫻田 慎
	住民会計課長	坂待 典子		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長から、山崎邦廣委員及び柴田勇雄委員を指名します。

次に、議案審査を行います。質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

初めに、日程第2、議案第22号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。近藤委員。

近藤聖委員

お願いします。11ページ、補正予算案の11ページの7目環境エネルギー推進費の3番、二酸化炭素排出抑制対策事業費の中の委託料、この中身について具体的にご説明ください。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長 (松浦利明君)

まず、内容についてご説明をいたします。二酸化炭素排出抑制対策事業費ということで、補正予算で新たにお願いしたものでございます。昨年秋に国のほうでカーボンニュートラル、いわゆる2050年に二酸化炭素の排出をトータルでゼロに抑えるというような方策を打ち出した、それを受けての内容でございます。その中に各市町村でつくる温暖化計画の実行計画があるわけですが、これにカーボンニュートラルの目標を設定するというようなことが盛り込まれたということで、この目標策定に対して環境省のほうで支援があるということで、10分の10の補助を受けて、当該業務を行うものでございます。

ご質問のあった委託料の部分につきましては、その計画を策定するに当たっての業務を委託するというようなことで、現在プロポーザル方式で業者を募集しながら、委託契約をして業務を進めてまいりたいというように考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

それは分かりました。葛巻町はクリーンエネルギーの町として、今までも多分いろんな政策を出して、環境エネルギーについて貢献しているんだと思います。それで、今後そういうことが、カーボンニュートラルというのは何か目新しい言葉のようですが、全地球的に多分こういうことを取り組んでいかなきゃならないんだらうなと個人的にもいつも考えてはいるんですけども、この委託料によって、これは委託していろんな方法を生み出すということなんでしょうけども、町独自に、独自と言ったらいいんでしょうか、今後町として、こういう環境エネルギーに対しての政策にどのように結びついていくのか、見通しはありますか。お聞きします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

当該業務に当たりましては、いわゆる再生可能エネルギーをどのように利用するかというようなことで、風力、太陽光、いろんな再生可能エネルギーがあるわけですが、これらをどのように活用するかということがメインになろうかと思しますので、住民の意向調査等を踏まえながら業務を進めるわけですが、そういった中でどのようにできるか今後検討して、成果のほうに盛り込むようになろうかと思します。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

ということは、今は具体的に、じゃこれがこういうふうな事業につながるというふうなところまでまだ
いっていないということですね。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

いろいろ構想の段階ではあるんですけども、具体的なところは今後の検討事項と。調査を基に検討して
いく内容になっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員。

遠藤裕樹委員

歳入、8ページでございますが、その中の衛生費国庫補助金で新型コロナウイルスワクチンの接種に関
わる補助金、288万計上されております。そして、歳出のほうで13ページ、職員給与費の中で時間外手当
が700万計上されておりますけども、これはいわゆるワクチン接種に関わる費用として計上されていると
思うんですけども、それでよろしいんですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

お答えいたします。ワクチン接種費用のほうで、国からお金を受けまして、それを10分の10でやるよ
うな内容となっております。ご承知のとおり、葛巻町は土日で実施いたしました。そういうことから、職
員体制を、大体3回に1回職員が一般的な人は回るように、それから保母さんとかいろんな方が9回に1
回とかというふうな形で回ったり、課長もそうでした。代休を取るような方も、1週間のうち2回出れば
代休も取ったりしましたけども、どうしても回数が多かったものですから、バスの運行が減った分、バス
の運行と調整した分等もありましたけども、どうしても超過勤務のほう膨らんでしまいましたので、秘

書課のほうに予算をお願いして、予算も確保しながら、こういうふうな状況になったものであります。

また、88万円と支出もありますけども、総務省が接種の記録をコンピューター管理するというふうなものが、市町村の健康からシステムに連動させるようなシステムの更新等も実施して、それらもきちんと把握していくというふうな予算も歳出のほうでもつけておるものでございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

ちょっとその辺に関わるあれなんですけども、8月中に希望者には全員接種完了したと思いますけども、全町民における接種率、大体どの程度の接種率になっているか、その辺を伺いたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

お答えいたします。先ほど申し上げた総務省のほうのVRSというシステムを利用した状況での報告をさせていただきたいと思います。こちらのほうは、9月6日現在の数値でございまして、16歳以上の方々、今分母とするところは12歳以上で把握しておりますので、分母が9,494人でございまして、1回目の接種が4,928人、89.6%となります。2回目は、4,880人で88.8%でございます。

これから子供さん、12歳から15歳までのお子さんには接種券を郵送してございます。希望者のほうから9月、10月で接種をします。それが100人程度の予定でございます。それから、今集団接種のときに状況が悪くてできなかったという方の希望を取っております、約180名接種を受け付ける予定で進められております。そういうふうなところがパーセンテージで少し高くなるというふうな想定をしておるものでございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

近藤聖委員

14 ページをお願いします。土木費の3目道路新設改良費の中の道路改良事業費、茶屋場田子線の道路改良工事、14の。この中身について具体的に、場所とか、工区の区間といたしますか、そういうことを教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。今回補正いたしました茶屋場田子線、道路改良事業費がどちらも対象なんですけれども、国からの交付金がまず増額になっております。そういったところも踏まえまして、事業量、今回工事請負費等の増額をしているわけですけれども、主に総合センター裏から田子ふれあいセンターまでの区間の登記測量業務とか、あと道路改良工事という部分につきましては、歩道等々についての工事の部分を想定して増額ということにさせていただいております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

ということは、今のお聞きしていると、総合センターから田子までの間のことが主だということのようですけども、今大橋から茶屋場までは通行止めになっているわけですが、今まで見たところでは、開通してから2回ぐらい道路補修しているように記憶があるんですけども、そういうほうに、道路補修に使うということではないんですね。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。まず、これまで複数回通行止めということでやっている部分につきましては、まず一番最初に仮舗装という形で通行していただいております。道路補修という意味合いではなくて、あくまでも仮舗装を一旦外して、そして今接続する葛巻浦子内線の大橋、こちらのほうとの高さの整合性等を図った上で、今年度本舗装をする予定で、当初予算の中でそこは見込んでございますし、あとその間に仮舗装をやって一回外してから、舗装を取ってからですけれども、守山乳業さんの裏の擁壁等々の工事も発生しております。そういったことから複数回通行止めが生じたということで、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

今の部分は分かりました。ただ、私が言った補修工事というのは、橋のすぐそばの舗装を仮にしたということですが、そうではなくて、もっと茶屋場に近いほうの舗装補修工事をして、2度ほど見ていますけれども、そっちに使うということではないんですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

今おっしゃいましたとおり、茶屋場までの区間での補修に使うということは考えてございません。これはあくまでも過去に工事した際に施工業者さんの責任において、ちょっと舗装が傷んだりとかということが発生したということで、町のほうからの支出等については、補修には一切支出はしておりません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

細かいことですが、通行止めになっているのに何で工事を2回もやんのやという町民の声をちょっと聞きまして、私もちょっと疑問に思ったものですからお聞きしました。今の中身は分かりました。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

最初に、8ページの普通交付税の関係で、多分説明を私聞き漏らしているところもあるかなと思っておりますが、今回の3億894万6,000円、この金額で、総計になりますと31億2,894万6,000円になるわけですが、これが今年度交付税の目いっぱい交付額というふうなことでの理解でよろしいでしょうか。確認でございますが。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。普通交付税の関係でございますが、委員ご案内のとおり、年4回交付されるわけでございますが、先般8月3日付でございますが、総務大臣からの決定通知がございまして、総額で31億2,894万6,000円というふうなことで、これが今年度の総額となっております。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。そうしますと、つまり1年に4回交付される交付税なわけですが、次の交付時期はたしか11月だと思っていますけども、11月には、満額今回でなっておりますので、補正はありませんよというふうな認識でよろしいかどうか、確認をいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。委員おっしゃいますとおり、今回の決定額 31 億 2,894 万円が今年度の交付総額でございますので、今後補正予算の計上はございません。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

普通交付税の関係については了解いたしました。

次に、10 ページから 11 ページのところふるさと納税の特産品の贈呈費用として 140 万ほど補正になっておりますが、今年度のふるさと納税の状況をお知らせいただきたいと思っております。

それから、特産品の贈呈の部分では、どのようなものがこの 140 万の中に含まれているのか。人気度の高いものもありましたら、その内容についてお知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの質問にお答え申し上げます。

まず、1 点目、ふるさと納税の現状ということで、今月の広報くずまきでもご紹介させていただいておりますが、7 月までのふるさと納税ということで、7 月の件数等をいってございます。それを読み上げます。今年度 7 月までで 122 件、329 万 5,000 円ほど来て、頂戴しております。

このうち今回補正に当たった理由として、当初窓口での納付が年間約 100 万円ほど、というのも当初予算でも説明をしてきましたが、今年度はインターネットサイトを通じての納税のほうにシフトというか、

切替え、3つのサイトでということで、委託料のほうで取ってありました窓口は若干減るという見込みでやっていたところ、大口の100万円ほどの寄附もございまして、それで急遽、その返礼品約3割ということになりますので、不足するということから増額を急遽させていただいたものであります。

ご質問にありました人気のものはどんなものかということでご紹介させていただきますと、1万円のふるさと納税の件数が一番多うございます。その1万円から1万5,000円というもので、人気のあるものはふるさとセットという形で、ワインと牛肉等の詰め合わせなどのセット、あるいはヨーグルトと乳製品のセットというようなセット製品での返礼品が人気のものとなっております。

理由と人気商品については以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

内容については分かりました。昨年度のたしかふるさと納税寄附金1,600万程度だったと思いますが、今年度の状況から見ますと12月ぐらいが一番多くなるんですかね、寄附は。その状況などを比べてみますと、今年度も昨年の実績までいくような感じでしょうか。その見通しは、見通してもなかなか面倒なところがあると思いますけども、どのような感じでしょうか。

そしてまた、特産品の贈呈品もそれなりに対応しておかなければ駄目だろうなど、このように思っておりますので、あえて伺いたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの質問にお答えいたします。12月に一番おっしゃるとおり人気が高まって、需要がそのシーズンになります。見通しについては、その受付サイトといいまして、受付窓口をインターネットサイト3つに増やしたということからも、予算でも増額させていただいたとおり、ほかの市町村等でもサイト、いわゆる窓口を増やしたところ、幾ばくかの増加が見込まれるということはありません。

それに対して町での取組ということで、やはり返礼品の魅力を高めるということで、今第三セクター等

の特産品を中心にやっておるわけですが、そちらから聞き取り等を行いまして、人気商品の磨き上げということで、新たな商品、あるいは組合せ、あるいは今年度 66 周年で例えば特別に出していただいたワインとか、そういったものを、季節限定、あるいはそのような形で、ほかの返礼品とも差別化を図るように、魅力化をするような形で紹介させていただいたりというような工夫をして、特にも 12 月は繁忙期ということで、お歳暮ですか、そちらのほうとも関わりこちらのふるさと納税を使うという調査、趣向も出ております。そのようなときに欠品等が出ないような生産体制、あるいは送付が滞りなくいくというような、努めていただくように、特にも業者のほうにもお願い等はしている状況であります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。ふるさと納税の関係につきましては、現在自主財源の確保につきましては、税収等はあまり伸びは期待できないわけでごさいます、ふるさと納税に期待がかかるわけでごさいますけども、何としても担当するふるさと納税の寄附金につきましては、それなりの対応も必要であろうと、このように思っておりますので、そういったような対応については万全を期しながら、ふるさと納税の寄附の業務を進めなければいけないだろうと、このように思ってお聞きしましたので、職員の対応状況等についても十分留意しながら進めていただければなと、このように思っているところでございます。

次に、11 ページの基金管理費でお伺いをいたしたいと思います。ここでは町債の減債基金 2 億 5,000 万、合わせて 5 億円になるようでごさいます、今年度ですね。そうしますと、この資料の 2 ページを見させてもらいますと、財政調整基金、町債減債基金、地域づくり振興基金、いずれもちょうど 8 億円台になっておりますので、町の主要基金 4 基金といいますと、これに公共施設の整備基金が入ってくるわけでごさいますけども、この 3 つが今回 2 億 5,000 万の積立てで 8 億円台になるというふうなことでございまして、積立てについてはいろいろ考え方もあるでしょうけれども、公共施設整備基金を除いたこの 3 つについては、このような 3 つの、大体同額で今後積立てしていくお考えなのか、そうでなくてまた少し格差ができるような基金になっていくのか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。まず、財政調整基金につきましてでございますが、こちらにつきましては主に経済情勢の変動による減収、あるいは近年頻発しております災害等により生じる予期せぬ支出等への対応に係るものでございまして、一般的には標準財政規模の10%程度が適正水準と言われておりますが、当町におきましては、標準財政規模の20%程度を目安に積立てを行うこととしているものでございます。今後財政調整基金につきましては、これまでの考え方と同様に、当面は現在の基金の水準を維持していきたいというふうな方針でございます。

また、今回補正をお願いしております減債基金につきましても、計画的な地方債の償還等の目的で、非常に重要なものでございます。この減債基金に係る基準につきましては特に定められてはおらないわけですが、地方債の借入れ残高の大体10%程度を目安に積立てを行っているものでございます。この減債基金につきましては、活用方法としましては、地方債の繰上償還などを行うなど、中長期的な財政状況のコントロールに努める、そういった役割もございまして、こういった水準で考えてまいりたいと考えているところでございます。

また、公共施設の整備基金につきましても、近年のハード事業を行ってございます。これの事業の充当でありますとか、借り入れました地方債に対する将来における償還財源として備えているものでございますので、同様の考え方で準備を進めてまいりたいと、同水準での積立てを考えていきたいというふうなことで現在は考えている状況でございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の減債基金の積立ての原資は、地方交付税の3億円の中から2億5,000万積み立てられたのだなど、そのように理解をしておりますが、いずれも主要基金でございますので、この基金の活用方法でございますが、動かなければ何ら基金の活躍する場がないわけでございますので、こういったような財政調整基金とか町債、減債基金、地域づくり、こういったようなものは有効に活用しながら、また積み立てるときには積み立てるような工夫がより必要ではないのかなと思っておりますが、財政調整基金、若干移動はあまりな

いようでございますけども、こういったようなことも活用しながら、事業計画もやはり反映させるべきではないのかなと思いますが、そういったような点についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。特にも今回の中で、これまでもそうではありますが、公共整備等基金についての運用については、度々議会のほうでもご指摘をいただいていたところでございますが、今現在は約32個ほどになっているわけでありまして、これにつきましては、例えば大型の事業ということで、葛巻病院、あるいは江刈の水道事業等が大きな事業になっているわけでありまして。

その中で、それぞれの2つの事業は企業会計で運用している、整備しているわけでありまして、それに対する町からの繰り出しをしながら、それぞれの事業の償還に充てるものでもあります。それから、直接的に起債の対象にならないもの等につきましては、直接充当するという考え方でございます。

なぜこのようにあまり動かないような状態にあるかといいますと、葛巻病院の場合、建設から5年間は利息の償還の分でございますので、少額な額を返済していくという状況になりますが、5年以降でございますが、順次、今度はその年度によって、借りた額の部分が5年以降順次、今度は多くなってくる、元金を返済しなければならないというのは5年以降になるものであります。

それから、水道事業につきましても、同じように5年以降、そういう返済の元金が始まるということになりまして、そうしますと今の水道事業会計、それから病院事業会計におきまして、ルール上は借入れの2分の1を負担することになっております。そして、もう2分の1は一般会計からの繰入れということになるものであります。

そういう中に、今の両会計におきましては、ルール上の2分の1を事業収益から負担するということが、今の会計の状況を見ますとかなり厳しい状況にあると、このようにも思っております。現在でも単年度決算におきますと、赤字というか、そういう状況にもなっている会計もございますので、そうしますと今後返済が始まった時点では、ルール上は半分一般会計から繰入れすればよいわけでありまして、償還に充てればよいわけでありまして、今そういう企業会計の経営状況を見ますと、さらにその事業収益から負担すべき部分をも含めて、今後今の基金から繰り出して、そして病院会計あるいは水道事業会計でその償還をするというような形も含めて運用していかなければならないというようなこともあるわけでありまして。

したがいまして、今後5年を経過する中で、順次返還する額が上がってきますので、そういう際に公共整備基金等の基金を繰り出しながら、全体としてそういう償還に充ててまいりたいと考えているものでありますので、今後大きく動いていくという、いわゆる蓄える時期とそういう支払いの時期のずれがありますから、支払いしていく時期のずれがありますから今のような状況が生じておりますが、今後公共整備基金の活用はそういう形の中で運用していくこととなりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

中身はよく分かりますので、いずれ基金の有効活用を図りながらやはり事業推進を図るべきだというふうなことを申し上げたいので、あえてお伺いをいたしました。

私の質疑を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

近藤聖委員

16ページをお願いします。2項小学校費の1、学校管理費、工事請負費の校舎等維持修繕工事、同じく3項の中学校費の学校管理費、施設等修繕料、この中身についてお知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

お答えいたします。

まず、1点目の小学校の修繕費、修繕工事の関係でございます。対象となるのは五日市小学校でございまして、工事内容につきましては、経費の大きい順から申し上げますと、教職員用のトイレ、こちらが全て和式になってございまして、男性、女性用それぞれ1か所ずつを洋式トイレに替えるもの、それから昨

日ご質問等を頂戴しております遊具の撤去費と併せまして、バックネットの修繕と申しますよりは、昨日も申し上げましたが、落雪等の影響がございますので、それらを受けないような応急的な切断等での応急対応というような形で今考えているところでございます。

2点目の中学校の施設修繕費、修繕料でございますけれども、こちらの対象は葛巻中学校でございます。1つ目に、電動の水洗弁の取替えということで、あとはトイレの手洗い場の温水器等の修繕工事というよな、この2つのものを同時に行うということでございます。

先ほどの電動のほうにつきましては、正常に作動しなくなったということでの取替え、それからトイレの手洗い場の温水器等、これも混合栓等の経年劣化によりまして多量の漏水等が生じているということでの工事の内容となっているものでございます。よろしくお願いたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

五日市小学校については、昨日の一般質問でも出て、大分放置されていたということがあったわけですが、これは前にお聞きしたかもしれませんが、今後のこういう小学校、中学校の施設設備の修理の見通しというんですか、今のところどういうふうな、何か先にあるのか、あったら教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

見通しということでは、それぞれ小中学校等も建設から結構な年数がたつてございますので、それぞれ学校と協議しながら、あとは点検をしながら、随時そういった修繕等を行っている状況でございます。具体的にどこどこということではございませんが、それぞれ先ほど申し上げましたとおり小中学校と協議しながら、あとは教育委員会のほうでも随時、相談があったところについては点検、協議をしながら進めている状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 22 号、令和 3 年度葛巻町一般会計補正予算 (第 2 号) は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 22 号、令和 3 年度葛巻町一般会計補正予算 (第 2 号) は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3、議案第 23 号、令和 3 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 23 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 23 号、令和 3 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 23 号、令和 3 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4、議案第 24 号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 24 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 24 号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 24 号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 25 号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

旧過疎法でもこのように固定資産税の課税免除をやっているわけですが、これまで町として旧過疎法での対象業種、どのくらいあって、金額の課税免除額はどの程度あったのかお知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

お答えいたします。これまでの旧過疎法の課税免除の実績の状況ですけれども、平成になってからの実績で報告いたします。業種としては、製造業が主な業種でございまして、その中でも縫製業、乳製品加工業、農林産物加工業等となっております。

免除額についてですが、多いもので 1,400 万から少ないもので数万円までの実績となっております。これまで平成 3 年から 7 年、あと平成 10 年から 14 年、平成 19 年から 21 年、平成 24 年、25 年、あと近年では平成 30 年と 31 年に、全部で 7 者 24 件分の免税の実績がございまして。トータルでは、この間総額で約

8,400万円ほどの免税の額になっております。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。これは、それぞれの旧過疎法でこのように免除になっていると思っておりますが、また新たに情報サービス業が加わるようがございますが、当町の場合は、主に情報サービス業かと思っておりますが、今回新たにこの業種が拡大されるわけがございますが、こういったような部分については、予想される業種は見込まれているものでしょうか。どのような捉え方をしているのか、お知らせをいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

お答えいたします。新規の情報サービス業等についての見込みということがございますけれども、現在のところ、町内に新たに参入してくるといような情報等はございませんが、近年一番伸びている産業ということで、将来的には入ってくる可能性もあるのではないかと思われております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

新たな条例も旧過疎法でもあるようがございますけれども、課税免除された額の75%は普通交付税措置されるというふうにこの資料の3ページに書いているようですが、これは、交付は、交付税算定は翌年度にこれが算定されてくるものか、お知らせをいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

お答えいたします。課税免除に対する財政補填でございますけれども、交付税算定の際に基準財政収入額のほうで減収分ということで報告いたしますので、その年に入ってくるものと思われま

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

それから、この資料の3ページのその他の2番目のほうですが、市町村による産業振興施策に資する措置とするため、適用に当たっては市町村過疎計画にこの産業振興施策促進事項を記載するものというふうなことがあるわけですが、今回これについては今議会に提案されている過疎の持続的発展計画のことを指しているのでしょうか。お知らせいただきたいと思

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。今柴田委員がおっしゃられましたとおり、今回の新しい過疎計画を指すものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほど質疑の中では、情報サービスの部分は見当たらないといっても製造業のほうが来るわけですが、例えば今回すぐにこの発展計画も議決の対象になってくるわけですが、例えばこれに課税免除になる部分

の、どのような表記になって発展計画では出てくるのでしょうか。関連がありますので、お伺いいたしたいと思いますが。これまでも製造業の部分については、これは該当になるかと思っておりますので、そういったような部分では、今回こういったような発展計画にもこのように書かしておりますので、事項を記載するものというふうなことでありますが、こちらのほうではどのような形で確認すればいいのか、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

36 ページのほうの産業振興促進事項ということで、葛巻町全域業種ということで、製造業だとか、あとはその中に情報サービス業等というふうに記載しておりますので、これに関連するような部分については対象となってくるものではないかというふうに思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もし適用になるのであれば、発展計画の中でもこういったようなものも十分精査されているというふうな認識でいいんですか。まず、そこが確実にないなければ、せっかく条例つくっても記載がないために適用にならないというふうな感じになれば大変ですので、あえてお伺いいたしました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。37 ページのほうのその対策というふうなところを御覧になっていただきたいと思っておりますけれども、こちらのほうでICT活用サービス事業数だとか、こういうふうに記載しておりますが、いずれICTに関連するものですか、一番はICTに関連する業種といたしますか、そういうふうなもの

は全て該当になるというふうに考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

整合性が取れているものであれば、取れていますというふうな形になれば了解いたしますので、そういったような整合性を図らなければならない部分については、やっぱり吟味していかなきゃ駄目だろうなというふうな意味で質疑をしておりますので、そのようなあらかじめこのような条例を設定する場合には、いろいろな関連があるかと思っておりますので、そういうふうなものも精査の上ご提案いただかなければならないだろうなと、このような視点から質疑をしているものですから、整合性が取れているのであれば、取れていますというふうな一言、そのようなものが必要ではないかなと思いますが、どうですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

今委員おっしゃられたということで、全て網羅されているものではないんですけども、いずれ我々が考えている計画、その対策というふうなところに出てきているような対策以外に、また新たにそんな業種が出てくるとすれば、それは過疎計画の変更等によって対応してまいりたいと考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 25 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 25 号、過疎地域の持続

的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 25 号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 26 号、高齢者福祉施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 26 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 26 号、高齢者福祉施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 26 号、高齢者福祉施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 27 号、特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 27 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 27 号、特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって議案第 27 号、特別養護老人ホーム高砂荘浴室等整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 28 号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 28 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 28 号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 28 号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで 11 時 15 分まで休憩します。

(休憩時刻 11 時 01 分)

(再開時刻 11 時 15 分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

輝くふるさと常任委員会議案審査、次に日程第 9、議案第 29 号、葛巻町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。遠藤委員。

遠藤裕樹委員

葛巻町の過疎地域持続的発展計画の案を読んだんですけれども、23 ページに人材育成のところでありま

すが、特定地域づくり事業協同組合の雇用者数、年間3名を目標とするということですが、この組合の概要がちょっとよく分からない。どのようなこれは制度を考えておるのか。

そしてまた、この制度は国の政策でつくるものだと思うんですけども、葛巻町が急激な人口減少に面している地域ということで、対象地域は限られているんですけども、葛巻町に関しての対象になる区域、地域というものは対象になるのか。

そして、この制度を導入する狙い等につきましてお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。特定地域づくり事業の協同組合の制度であります、これは去年の6月に、地域の人口が急激に減ってきている、その対処のために特定地域づくり事業の推進に係る法律というのが制定されまして、新たに制定されて、今回の制度を活用するというふうな形になっているものであります。

その内容であります、年間を通じて、仕事がない、あるいは安定的な雇用環境にない、一定の所得、収入が得られないなどの理由によりまして、人口の流出に歯止めがかからない、そういう地域において、複数の仕事を合わせて、新たな雇用をつくっていくと申しますか、そういう中で、安定的な地域の雇用あるいは所得、収入に結びつけて、そして移住、定住に結びつけていくというのが今回の狙いにもなっている、国の制度の狙いにもなっているものであります。

具体的には、じゃどういう仕事かという仕事の内容になるかといいますと、それぞれ事業者によっても違うわけですが、施設ごとに労働者の需要が変わってくるという、そういう企業においてはそういう状況もあるわけですが、そういう複数の事業者から参加していただきまして、中小企業等協同組合法に基づいた事業協同組合を設立いたしまして、組合で雇用した職員をそれぞれの事業者に、繁忙期といいますか、忙しい時期に派遣する、そういう事業がこの協同組合の内容となっているものであります。

そういう中で、この事業に対しましては、運営費といいますか、これに対して2分の1の範囲で、町が負担した分について国のほうから交付税で算入していただけるという、2分の1の財政措置がされている内容のものだというものであります。

それから、地域の、どういう地域かということですが、葛巻のどこかの地域を対象として事業を

立ち上げるということではなくて、人口の著しく減少している地域に対して、知事が認可して認めて協同組合を立ち上げるという、そういう方法になるものでありまして、町内のどこかがそういうところを町として指定して進めるというものではございません。

したがって、今これは立ち上がって間もないわけですので、全国的にまだまだ進んでいないというふうなことで、東北では青森県の南部町、それから秋田県の東成瀬村、それから福島県の金山町等が比較的人口の少ないところで過疎対策に課題がある、そういう地域の人材を育てて、そして事業にも、あるいは地域の経済の活性化にも結びつけていくという考え方なわけでありまして、町のほうでもそういう考え方の中で今回立ち上がって、去年から準備を進めておりまして、5年11月頃を目標に今、その設立の準備を進めているような状況にあるものであります。

そういう中で、町の狙いというのは、今話したような状況にあるわけでありまして、これまでも移住、定住の推進ということで、雇用であったり、それから雇用の場の確保ということであったり、あるいは雇用という観点では、去年からであります、くずまき雇用サポートセンターも立ち上げまして、自ら事業を起こす、そういう起業者等々にも支援していくということなども、財政的な支援もここまでも行っているものであります。

そういう中に、この制度では、派遣職員、組合から派遣するわけでありまして、派遣する職員にとりましても、様々な職を経験しながら、自分に合った職を探ることができるということと、そういうメリットがあるということ、それから事業者にとっては、徐々にそういう体制が整いますと、徐々に生産力を高めていく、あるいは事業の拡大といえますか、そういったようなものに結びついていく、そういう将来的に規模拡大であったり雇用の拡大というものにもしっかりと考えていただくといえますか、事業者にとってもそういう創意工夫を凝らしていただけるような機会にもなるということ、そして併せてそういう方々がこの地域に、雇用につきましては、町内はもちろんであります、全国的にもそういう方々を募集することにもなりますので、地域の担い手、あるいは地域の活性化にも結びついていくものと、このようにも思っているところであります。

いずれ、そういう事業を立ち上げながらであります、若者の呼び込みといえますか、定着を図っていく、そういう一つの事業としてぜひとも成功させてまいりたい、このようにも思っておるものであります。そして、町全体の活力にも結びつけていくというのが今回の事業の狙いでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

大体概要は分かりました。これから設立の準備をしながら進めていくということですが、協同組合をこれから立ち上げていくということなんですけども、協同組合の構成というか、どういう団体、企業あるいは個人がこの組合に入っているか、その辺もどのように考えているかを伺いたいと思いますし、この組合の事業規模というか、予算的にはどの程度の見込みを考えておられるか。

それから、募集人員なんですけども、初年度3人ということなんですけども、全国的に募集もしていくということなので、将来的には大体どの程度の人数を見込んでいるか等をお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。まず、組合の設立の中身、構成はということですが、これも、これは町内7社を想定しております。第三セクターの葛巻町畜産開発公社、それからくずまきワイン、グリーンテージ、そして企業になりますけれども、高梨乳業、守山乳業、南信漬物、ミドリアパレルの7社で構成をするというようなことで現在進めているものでございます。

事業規模といたしましては、規模といいますか、派遣先によって仕事の内容は違って来るわけですが、いずれ職員を採用して、そしてその方々には一定の給与をお支払いすると。規模というと給料の部分というふうになってくるかと思えますけども、そのようなことで考えているものでございます。

それから、あと3人の採用を予定しているということですが以前お話をしたことがあったなど記憶しておりましたが、いずれ将来的に募集をして、働きたい人がいるというのであればさらに枠を広げてまいりたいと思いますし、最低3人は雇用して、この7社をうまいふうローテーションするような形で雇用のほうをしていただくようなことで考えているものでございます。将来4人、5人というふうになればいいというのが理想なところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

そうしますと、雇用は組合で雇用して、そして各町内企業に人材を派遣していくというような形であると思いますけども、その人材というか、能力を持った方が、企業に合う方を派遣するという形になると思うんですけども、いきなり来て、あなたはこれをやってくださいというような派遣であればいろんなトラブルなどの原因にもなると思うので、職能に合った人材の派遣が必要だと思うんですけど、その辺の管理はどのようになさっていくか。

また、職業訓練というか、それが合った訓練等も行っていくのか、それはもう企業に任せるのか、その辺もお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。人材によって得意不得意があるかと思います。農作業を得意とする人もいればホテルなどのサービス業を得意とする人もいますかと思いますが、いずれその3人の方々には、私はこれが得意だからそこに行きたいというふうなことではなくて、いずれ縫製業であったりとか、1年のうちに2か所をサイクルするような形を取りなさいというふうなことで言われておりますので、そういうふうな公社に行ったり、くずまきワインに行ったり、あとは高梨さんに行ったりというふうな、そういうふうなサイクルの中で自分に合った仕事を見つけていただいて、そして最終的には合った仕事の企業であったり事業所であったり、そこに正職員として就職してもらおうと。そして、葛巻町に定住していただくというのがこの目的でございます。

遠藤裕樹委員

一種の派遣業のあれだと思います。恐らく給料は組合のほうから出て、そして派遣された側は組合のほうにその分を支払うというような形になると思うので、それが大体分かりました。

大体内容については分かりましたので、これで質問を終わりたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

議案資料の6ページなんですけども、そこについているのは、中ほど、下に大きな括弧、支援ということになりますが、小さい②の公共下水道のほう、水道のことがついていますが、どのようなメリットがこういうふうな、中身についてよろしくお願ひしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。この内容であります、これにつきましては、過疎の地域持続発展計画の中で財政措置上ある内容をここに整理しているものでありまして、そういう中では、都道府県の県代行事業の中にも公共下水道、これは県のほうがそういう場合に代行して進めるわけでありまして、そういう制度等もここに関連事業として支援していく、過疎地域の中に支援していく事業として整理しているものでありまして、これを今回の計画の中で、そういう代行事業を導入して進めるよということではございません。これは一般的な整理の仕方として、そういう形になっているということをご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第29号、葛巻町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 29 号、葛巻町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 30 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 30 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 30 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第 11、議案第 31 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 31 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 31 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 31 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第 12、認定第 3 号、令和 2 年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。山崎委員。

山崎邦廣委員

主要な施策の成果に関する説明書でございます。ページ数は 36 ページ、普通税徴収率の推移でございますが、滞納整理関係、税が納入期限までに納付されなかった場合であります。これによりますと、令和 2 年度の普通税徴収率、現年課税分が 98.9%、それから元年度の 97.8%よりも 1.1 ポイント増となっております。県平均と同率のようでございます。一方で、滞納繰越分は 14.1%、元年度の 20.3%よりも 6.2 ポイントほど減となっております。これは、県平均 27.8%よりも 13.7 ポイント低い状況のようであります。

町税徴収対策のさらなる強化も求められているようではありますが、滞納の累積、長期化は処理の困難へどうしてもつながっていく可能性があると思います。滞納整理におきましては、特に滞納処分に至る前の納税対策も重要かと思いますが、納税者の実情もあるかと思いますが、滞納繰越分における今後の徴収対策、当局の考えについてお伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

お答えいたします。全体的な町税の滞納といいますか、そういう対策についてということでございます。今ご指摘もございましたように、滞納期間がそういう中で長い案件、事案等もございまして、この対応については重点的に対応していかなければならないというようなことで、今いろいろと対策を検討し、そして対応をし始めているところでありますが、少し経緯をお話をさせていただきます。

長期の滞納事案の中に、特に固定資産税の所有者の中で、死亡に係る案件において、前所有者の相続人等から納付いただく形で多くの事案を進めているわけではありますが、内容を見ますと、相続人が他県に在住する、そういうことのために、中には連絡も取れないような、そういう例もありまして、滞納がこのようになっている要因の一つでもあると、このようにも思っているところであります。

例えば固定資産税につきましては、所有者本人への課税が原則であるわけであり、所有者が死亡した場合、相続人への相続登記がされる、行われなければならないわけであり、町としては、その相続登記が完了するまでの間、相続人のうち税金の納付を代表して管理していただく方を届けていただき、その代理人に対して納付通知をしていきているところであります。この代表者への通知は、相続登記が正式に完了するまでの一時的な措置であるわけであり、

しかしながら、中には正式な相続登記が行われなまま死亡者の税の状態が長期化しているというものでございまして、複数の相続人がいらっしゃるケースにおいても、一部の相続人が納税の意思を示さない場合もある、こういう事例もあるわけでありまして、このような中での複雑な事案について、相続あるいは相続人あるいは時効等の課税を徹底的に調査をする、あるいは法令に照らし合わせながら整理を進めていかなければならない事案であると思っております。

相続関係以外にも長期の滞納をされている事案もあるわけであり、これも同様に徹底した調査によりまして、徴収あるいは猶予、さらには執行停止、欠損などの処分を進めていくというのが必要であると、そのように考えておるところであります。

そういう中に、今年度からであります、専門的な知識を、そういう税務行政に精通している、そういう税務事務専門員をこの5月からあります、新たに配置をしているところであります。これまでも処理が難航している事案の滞納消滅に向けた取組を強化、加速するという考え方の中に、そういう体制も取っているところであります。

先ほど申し上げたとおり、滞納整理が思うように進まない案件は、総じて複雑な背景がある、絡んでいるということが多くありまして、解消には相当の時間も要すると、このようにも思っております。関係法令等の規定に基づきまして、税の負担の公平性、そしてまた公平性を失することのないように、慎重かつ適法に処理を進めてまいりたいと、このように考えておるものでありますので、滞納の処理と申しますか、整理につきましては長期の時間がかかってきたわけであり、これをしっかりと進めてまいらなければならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ただいま滞納処分のところもお話ございました。滞納につきましては、容認されると申しますか、積極

的なあれではないいんでしょうが、そういった水準もあるかと思いますが、一方では納付した人との公平性もあるかと思いますが。そういったところも含めて対応していくということでもよろしいでしょうか。伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。滞納した人と払っている方との公平性という観点では、延滞金の適切な徴収ということで、平成30年から進めております。

あとは、どうしても現年分の納税の優先をしておりますし、課長等催告等の実施、あとは訪問による徴収強化月間等を設けまして、対策に当たっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

今の質疑にも関わるかとは思いますが、普通税の徴収率、自主財源ということで、非常に大事なものでございまして、ページは説明書の36ページになりますが、普通税といいますと町民税、固定資産税、軽自動車税というふうな形になろうかと思っておりますが、県と対比した徴収率がここに関わっているわけでございますけども、その中で、県と平均徴収率を比較した場合は、どうしても現年度分では全く同じですよ。

ただ、違うのは滞納繰越分で大分差が出て、全体の徴収率は県のほうが上になっているわけです。当然に県まで上げなければならないというふうなシステムはないわけでございますけども、一応目標は県並みぐらいの徴収率は私は少なくとも必要ではないのかなと、このように思っておりますが、滞納繰越分での県平均までの率向上も非常に大事ではないのかなと思っておりますが、徴収担当課のほうでは、この部分については、何か徴収率、今年度はここまで上げましようとか、そういうふうな目標を持って対応、職員の方々にも指導なさっているのか。一生懸命頑張っていることは十分、重々承知しておりますけども、もう一歩、少なくとも県平均並みに徴収率がなければ、自主財源の確保も容易ではないのではないかなと思

いますが、その辺あたりをもう一度ご説明いただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

お答えいたします。現年課税分につきましては、徴収率のほうは県平均より上回っている状況でございます。しかしながら、滞納繰越分につきましては、分母となる滞納繰越分の額が多いため、どうしても徴収率とすると県平均より下回っているような状況になり、トータルでも徴収率は県平均より下回ってしまっております。

どうしても、先ほども申しましたけれども、滞納分を残さないために現年度分の徴収を優先しておりますし、そういう事情から、滞納繰越分のほうがちょっとおろそかになったということではないんですけども、手が回らなかったという分が多くなっております。

今年度は滞納繰越分の処分というか、を大いに進めて徴収率を上げていく予定となっておりますし、目標としては前年度の徴収率に近づけましょうということで、毎年春の本部会議のときに、職員一同になって目標を立てております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いずれその辺のところも十分、滞納繰越分の大体目標、徴収率も掲げた上での対応が必要ではないのかなと思っておりますので、今後そういうふうなところも十分検討していただければ、このように思っております。

それからまた、40 ページ、44 ページには、町民税等の不納欠損の分もなっております。2 年度の分では 9 件、8 万 1,284 円となっておりますが、前年度と比較して少なくなっているわけですが、これが多い少ないの問題じゃなくて、9 件、8 万 1,000 円、前年度と比べれば大分少なくなっているわけですが、この不納欠損に至った町民税の理由についてお知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

お答えいたします。町民税の不納欠損に至った過程でございますけれども、29年度分の1件につきましては死亡者案件でございます、相続人全員の相続放棄が確認できたということでの即時欠損でございます。

22年度、24年度分につきましては、所在不明により、滞納分に係る催告や納税相談といったそういう折衝が確認できないまま徴収権が消滅し、時効となったものでございます。

いずれも明らかに徴収できないという場合などの整理になってしまい、多くのものを進められなかったという点につきましてはご理解願いたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

不納欠損も適切な多分事務処理はなされているかと思っておりますけれども、こういったようなことも吟味していただく事項ではないかなと、このように思っております。

また、説明書の40ページ、42ページには、収入未済額がこのように載っておりますが、今朝の新聞を見ましたか。県内市町村の中で、時効中断の手続を忘れて2,000万円徴収できなくなったという記事がありました。当町の部分については、収入未済額の時効中断の手続等、どのようになされているのか、今日の新聞を見てびっくりしましたので、あえてお伺いをいたしたいと思います。しっかりしたこういったような事務手続は取られているのか、当町の事務体制についてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

お答えいたします。当町の事務体制でございますけれども、分納誓約または所得税還付等があるときは

充当するなど、その都度その都度できる限り、5年以内のものについては中断しないよう管理しております。ちょっと古いものについても、少しずつですけれども、中断になっていない場合については、管理できるものについては管理している状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

つまり督促状を発送する部分については、時々しっかりとやっておかなければ、時効の中断の手続になりませんよというふうなことがあるわけでございますから、そういったような事務を確実に、そして収入未済額が長くなならないような工夫が必要ではないのかなということで、あえて申し上げましたので、そういったような事務の、忘れたとか、そういうふうなことがないような、ぜひそういったような事務手続も監督しながら進めていただければなど、このようなことでございます。

次に、小学校、中学校の学力の関係につきまして、これにつきましては説明書等に記載しておりません。教育長からお伺いをいたしたいと思います。

文部科学省では8月31日に、全国の小学6年生と中学3年生を対象に5月に行いました全国学力テストの結果を公表しております。町内の部分は全く分かりませんが、全国の公立の小中学校と岩手の公立の小中学校を比較した数値も載っておりましたので、小学6年生の国語では全国と岩手は同じだというふうなニュースでございましたし、算数では小学6年生では全国よりも岩手は少し劣っていると。中学3年生になりますと、国語は少し岩手のほうが上になっていると、1点でございますけれども。あと数学は全国よりも劣っているというふうな、このような学力テストの結果が公表になっておりますが、全国的には小中とも秋田県がかなりいい成績なようございまして、また東北では青森県も全国10位に食い込んできているようございますが、当町のこういったような学力テストの結果と比較した場合、当町の学力はどのような傾向にあるのか。

そしてまた、全国の公立よりも上回っていればいいわけでございますが、さらなるいい成績になってくことを期待しているわけでございますが、現在町内の授業づくり、どのような形でご指導なさっているのか、その状況についてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

お答え申し上げます。全国学力・学習状況調査の本年度の結果の詳細につきましてはまだ未着ということとありますので、昨年度のことに基づいてお話をさせていただきます。

全国学力・学習状況調査は平成19年度から始まりまして、ここ数年前より出題傾向が知識、技能の習得を見る問題と活用性を見る問題のような2種類の分け方の調査ではなく、各教科とも日常の場面を題材とした総合的な問題が出題され、子供たちがそこから問題を見だし、知識、技能を活用して問題解決を進める資質・能力を見る調査に問題の傾向が変わってきております。

昨年度の学力・学習状況調査はコロナ禍のため中止となりましたが、本町では児童生徒の回答傾向を捉える目的で、自主的に町内全小中学校で実施しております。町教委で採点、集計し、その結果から分析、考察するところによりますと、特徴的なことといたしまして、場面の状況を自分のこととして捉え、見通しを持って適切に知識、技能を活用して考えを進める力や、自分の考えを相手に分かりやすく伝えるよう工夫して説明する力に課題があると捉えたところとあります。日常場面から自ら問題を発見して解決する力、問題発見解決力の育成を図っていくことが必要であると確認いたしました。

委員ご指摘のような、例年の調査でよい結果が見られる青森県、秋田県などを見ますと、授業の中で自分の考えを友達に積極的に説明させたり、学習した知識、技能を振り返って価値づけ、活用しやすくする場面を設定するなど、問題発見解決力の育成に力を入れた取組が多く見られます。

そこで、本年度より本町でも問題発見解決力の育成に力を入れることといたしまして、新しい取組をスタートいたしました。これは、これまでの各教科、道徳、特別活動、総合学習の中に葛巻の人的資源、自然環境、歴史、文化などを題材とした学習を積極的に取り入れ、子供たちが学習場面を自分ごととして興味を持ち、課題を設定し、友達や地域の方と協働して、自分の考えを広げたり、深めたり、地域や町に発信したり、実践したりして、自己の生き方にも反映させたりできるような学習活動でございます。「くずまき創造学」と名づけ、この学習活動を通して、問題発見解決力の育成に資するとともに、町の次代を担う人材育成の取組としても、各小中学校で実践を始めていただいております。

以上になります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ありがとうございました。葛巻は、結果はそう悪くないというふうな認識は持っているものでございますから、秋田までとは言いませんけども、できる限り各児童生徒の学力向上にご尽力をいただければなという意味で質疑をさせていただきました。ありがとうございました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（休憩時刻 12時09分）

（再開時刻 13時00分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

輝くふるさと常任委員会議案審査、日程第12、認定第3号、令和2年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。辰柳委員。

辰柳敬一委員

柴田委員さんもまだあるようではありますが、先に私のほうから質問させていただきます。

関連ではありますが、滞納分についてお伺いいたします。滞納につきましては、特に国保税、以前は約1億、いつ10億を超えるのかなと思うくらいあったのでありますが、現在は4,000万円台減少しております。大変な努力の結果だというふうに思っております。

さて、滞納分であります。これは全体であります。随分古い、物すごく古い滞納もあるわけでありまして、やはりこれは所在が分からなかったり、そういったものについては不納欠損として落として帳簿からなくすべきだというふうに思います。

ただ、それをやるには、先ほど柴田委員からもお話がありましたが、毎年督促はきちっとやって、解消のための努力は十分やって、それでもなおかつどうしてもこれは徴収できないというようなものがあるなというふうに見受けられますので、その辺の対応について、副町長を中心にいろいろ対策を取っておられ

るわけでありますが、その辺の不納欠損をして落とすべきではないか、その作業を積極的に進めるべきではないのかというふうに思いますが、その点についてお伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

お答えいたします。委員おっしゃられたとおり、古い滞納分の金額ですけれども、令和2年度末においても、普通税においては約3,700万、あと国保税でも約4,300万ほどございます。平成22年以前のものについても合わせて3,500万円ほどある状況でございます。これらを何とか解消して徴収率の向上につなげることが長年の課題となっております。昨年も、法律に基づいて、古いものについてはどんどん整理したほうがいいとおっしゃっていただきましたけれども、残念ながら年度内においては多くはできませんでした。

ただ、特にも滞納死亡者案件等については、相続の確認から時効や承継税額の確認等と時間を要することから、ちょっと時間をいただいておりますけれども、今年度税務専門職員を配置しておりますので、万事進めている状況ではございます。来年度からは、不納欠損という状況をしっかり調査しまして、出てくるかと思っておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

いろいろそういった努力をされているということでもありますので、今後ともぜひとも、大変な作業かもしれないけれども、徴収に向けての努力、どうしてもというものについては不納欠損にして落として帳簿からなくしないと、あたかもこれから収入が出るんだなというようなことになりますので、その辺は十分に、大変な作業だとは思いますが、頑張って処理をしていただきたい、こんなふうをお願いを申し上げます。

それから、一般会計全般に関わってであります。総括的な視点からということでお伺いをしたいと思います。特に監査意見にもございましたが、財政指標、未収金、予算執行率、事業繰越し等について、そ

の所感をお伺いしたい、このように思います。よろしくお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。令和2年度の決算に係る財政指標あるいは予算執行等々に係る監査意見等々もあつたところではありますが、これに対する対応と申しますか、所感と申しますか、ということではありますが、概略的にお話をさせていただきたい、このように思います。

2年度の決算であります、総額で89億ということになりまして、元年度と比べまして27億ほど増となっております。近年において比較的大きな額と申しますか、そういう内容になっているものと認識しております。

そういう中に、その主要な要因であります、これは役場新庁舎の建設事業費が前年度と比較して最も大きな額になっているものでありまして、その額は約15億ほどになっているものであります。

それから、昨年度、2年度は新型コロナウイルス感染対策ということで、これにつきましては国の定額給付金等もございましたし、それから各種感染対策に係る助成事業の実施などによりまして、補助金等も前年より4億ほども増えているという状況にあったところでもあります。

コロナ対策であります、通常のベースの事業につきましては、コロナ感染の事業の再検討等を行わなければならない状況もあったところでありまして、また中には事業の中止であったり、あるいはそういう事業を縮小しなければならないというような事態にもなったケースもあるところでございまして、そういう中にも様々な工夫あるいは感染対策を講じながらであります、住民の行政サービスの低下にならないよ、ということ、感染防止と併せて両立をさせながらの取組であった1年、そういう状況に思っているものであります。

そういう中で、財政指標であります、決算の特徴といたしましてでありますけれども、一般会計の令和2年度の末の起債残高であります、86億ほどになっているものであります。これに伴いまして、財政健全化の、今お話ありました財政指標も7.6から0.8ポイントほどでありますから、8.4ポイントほど上昇したものであります。

それから、将来負担につきましても、これも当初の段階での報告のところにもあったわけではありますが、比率が5.5%、今まで何年か前にはあったわけではありますが、5.5%に上昇したという状況でありまして、

これはやはり、この比率というのは、先ほどお話ししましたような新庁舎の建設等大型事業に伴ってのものであります。

これに対する対応であります。減債基金等を活用しての任意の償還といいますか、繰上償還をさせていただいたところでありまして、これら財政健全指標の悪化を抑えるための対策としてそういう措置を講じながら進めておまして、そういう中には、令和2年度の決算では両指標とも、県の平均は下回っているという状況にあるものであります。

それから、未収金の部分も監査のほうでございましたが、これにつきましては、税の関係につきましては、普通税と、1ポイントほどございましたか、上昇しているものでありますし、そのほかの収入未済といいますか、これにつきましては、保育料の部分で一部ございましたが、そのほかの部分については、繰越しといいますか、未収金はなかったということで、全体的に見た場合、前年度あるいはその前と比較した場合も、未収金一部は残ったわけでありまして、全体的な比較をした場合にかなりの回収、回収といえますか、納付をしていただいたということでございまして、これにつきましては、町民の皆様の納付に対する意識も高めていただきながら、そういう理解もしていただきながら、併せてまた職員の収納管理といえますか、これと併せまして成果を上げたものと、そのようにも感じておるところであります。

これにつきましても、引き続きそういう自主財源の確保という観点からしっかりと進めていかなければならぬ、対応していかなければならないと、このようにも思っているところであります。

それから、予算執行の関係であります。これにつきましては、これまで平均しますと、過去5年間の状況を見ますと93%から94%近い、そういう状態の執行率でございました。そういう中に、これは翌年度に繰り越す財源は除いているわけでありまして、実質的な繰越しということになるわけでありまして、今回の令和2年度につきましては、95.7%、96%ほどに上昇したものであります。これにつきましても、これまでも監査委員のほうから執行率等々についてはご意見もいただいていたところでありまして、これにつきましては、予算の不用額の適正な処理といいますか、これにも努めながら、全体として予算の執行率を高められたことは、これは職員がそれぞれの予算管理という部分の意識も併せて、意識改革といえますか、こういったようなものも高まってきての現れと、このようにも、取組に対する意識の高まり等によってそういう成果も上げることができたと、このように思っているところであります。

いずれ、国の予算とか、そういう関係の中で、どうしても繰越ししなければならない部分の中にはあるわけでありまして、そういう部分等の精査もしっかりとしながら、2年度について適正に整理できたものと、このように思っております。

いずれ、2年度の決算を見ますと、コロナの関係、あるいはそういった面での対応の中でもスピード感

を持って対応した、このように思っているところであります。

いずれ、そのほかにも役場庁舎であったり、あるいは大橋の建設、あるいは高齢者福祉施設等のまちづくりの基盤となるといいますか、そういうインフラの整備も進めることができておりまして、いずれそういう中にも財政の健全な状況を維持しながら対応をしているという状況にあると、このようにも思っているところであります。

いずれ、今後におきましても、そういう財政といえますか、安定的な財政を維持しながら、町民が安心して生活できるといえますか、そういう基盤の整備等を目指しながら今後も進めていかなければならないと、このように思っているところであります。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私からは、基金の関係についてお伺いをいたしたいと思います。説明書の160ページ、ここに町全体の基金が一覧表で載っておりますので、この中から3点ほどお伺いをいたしたいと思っております。

まず、町の災害復興基金から最初にお伺いをいたしたいんですが、現在残額が77万5,555円というふうになっておりますが、この基金については、東日本大震災からの復興に向けた事業に要する経費の財源に充てるための基金のようでございますが、こういったような現在高もあまり多くは残っていないわけでございますが、今後こういったような基金の管理はどのような形になっていくのでしょうか。お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。ご質問の災害復興基金でございますが、これは東日本大震災からの復興に向け交付されております東日本大震災津波復興基金市町村交付金を受皿といたしまして創設されたものでございます。

その使い道につきましては、大震災に係る復興事業に限定をされているところでございまして、町にお

いては、平成 23 年度から 25 年度までの 3 か年で実施してございます。被災市町村の負担金、支援の負担金でありますとか、被災地生徒の受入れ等の事業、それから防災関係の備品の購入というふうことで活用させていただいております。

今後の管理につきましてでございますが、大震災からの復興につきましてはオール岩手で取り組んでいくという必要がありますことから、万が一基金を充当すべき事業が生じた場合に備えまして基金を存続してきた経緯がございます。しかしながら、発災から 10 年が経過をいたしまして、相当程度の復興が進んだ状況を見ていますと、近いうちに基金の廃止あるいは使途の変更等、こういったものを検討していく必要があるというふうに現時点で考えてございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。これについても、大体はめどが立った復興に向けた経費の財源になったんじゃないかなと、このように思っておりますので、中身を吟味しながら、次の基金の充て方についてご検討いただければなど、このように思っているところでございます。

次に、畜産振興基金の関係でございますが、これについては、家畜導入事業を行う農業協同組合に対する助成の財源に充てるため、この基金がつくられたようでございますが、この中では 13 万 8,000 円ほど残っているような状況ですが、7 月の例月出納検査の調書を見ますとゼロになっておりまして、基金がゼロになるというふうなことは普通は考えられないわけでございますが、どのようないきさつで畜産振興基金を運用していくのか、今後の対応について、それからまたゼロというふうなことはちょっと考えつかない基金の条例ではないかなと思いますので、その中身についてお知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

畜産振興基金につきましては、農家さんが黒毛和種を導入するときの補助金とする財源でございまして、

基金自体は昭和の時代からあったもので、当初は1頭当たり国が4万6,000円、県が4万6,000円ということで、9万2,000円1頭当たり交付しているものでございました。

国、県の補助金が3月頃一括して入ってくるわけですが、それを積み立てて、翌年度までにそれを使って家畜を導入する農協さんに補助するというので、導入時期がずれるというようなことから基金制度になったんだというように捉えているところでございます。その後、国のほうの補助金がなくなりましたので、県のみ補助金で運用しているところで、町の持ち出し分はございません。

それで、13万8,000円というのは、4万6,000円掛ける3頭分の基金でございます。したがって、3頭分積み立てていて、それを3頭分使うと、いずれかの時期ではゼロになるというのはあり得る話だところでは捉えているところでございます。

今年度分も積立てのほうについては予定はしているところなんですけれども、突然今年度になってから、県のほうから事業を今年度は実施しない、中止にするというような連絡が入っておりまして、今後積立ての予定はなくなった状況でございましたので、そもそも県のお金を積み立てるものですから、県等と協議しながら、今後の基金の在り方については検討してまいりたいというように考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

事情はよく分かりました。県補助での基金というふうなお話のようですが、この基金の年数も、約40年前の基金ですよ。大分古いですよ。そして、これからまた県補助だけの基金だというふうなことでございますが、町でも引き続きこのような振興基金に積立てをして助成をしていくというのであれば、このまま継続して構わないような感じしておりますが、その辺がはっきりした基金でなければ、ゼロというふうなことはちょっとおかしいような感じしますが、県補助がなくなっても町補助のみでもこのような継続基金をやっていくのかどうか、その辺りについてご答弁をいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

昭和 57 年創設当時から黒毛和種の事情というのは変わっていることだと思っております、そういった事情の中で県のほうも事業を取りやめたということで、1 頭当たり、黒毛和種、今平均だと 80 万ぐらいする。ただ、素牛として農家に残すいい牛についても 100 万以上するというところでございまして、そういった中で 4 万 6,000 円の助成をすることがどのぐらい効果があるのかなということを考えての県の対応だというように捉えておりますけれども、今後町のほうでも、黒毛和種の振興については重要なことだと思っておりますので、廃止を含めていろいろな観点から、例えば代替する効果のある事業がないのか、そういったことを含めながら検討する必要があるのかなというように思っているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず分かりました。この基金条例の継続についても十分内容検討の上やっていくべきだなと、このように考えておりますので、内容検討の上、十分ご検討をお願いしたいなと、このように思っております。

次に、土地開発基金の条例、土地開発基金の関係でお伺いをいたしたいと思います。この調書では、土地開発基金は定額の運用基金でございしますが、令和 2 年度は移動がないようでございましたので、活用がなかったなと、このように思っておりますが、最近土地開発基金を活用した運用された事例について、内容をお聞かせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。土地開発基金につきましては、委員おっしゃいますとおり定額の運用基金でございます。その額は 9,500 万ということで、条例で定められてございます。

最近の運用事例でございますが、平成 5 年、それから平成 16 年、平成 21 年、平成 23 年でございますが、これは主に医師の住宅用地の取得ということで活用した実績がございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

活用状況も大体分かりました。そんなに活用されていない基金だなというふうにも思われますが、この土地開発基金の優位性があるってこのように基金が、条例が設定されたのじゃないのかなど。この条例についても約50年前の条例でございます。こういったような定額基金も9,500万円でございますけども、かなり高額な基金の額になっているわけでございますが、医師住宅のみの活用というふうなお話ございましたけども、これは広く公用とか、あるいは公共用の土地取得の部分については、あらかじめ取得、この基金でできるというふうな優位性を持っているようなことでございますが、もう少し活用方法が考えられないのかどうか。

そしてまた、この開発基金につきましては優位性があるものと思っておりますが、その優位性は一番何なのか、その辺のあたりをどのような認識で活用していけばいいのか、お知らせをいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。土地開発基金の優位性ということですが、それは事業の先行取得を、土地を先行取得していくということが優位性の一つであると思っておりますが、そういう中で、特にも土地がどんどん上昇する時期にこの制度も利用してきた経緯もあると、このように思っております。といいますのは、そういう土地がどんどん上がってくる時期に早めに取得しながら、公共の事業の目的に優位な形で活用するという、そういう目的を持って進めてきた経緯があると、このように思っております。

現在、じゃどういう状況かといいますと、そういう状況から大きく土地の価格、町内等を見ても、ご存じのように下落しているような状況等も今は見られてきているということでもあります。したがって、そういう中では、この基金は予算措置しないで、取得を基金でいたしまして、そして実際に事業を立ち上げる際に基金から、その土地を一般会計で借入れするといいますか、受けるという状況の手続なわけです。

したがって、この基金を活用するには、議会の議決はそこで得るような手続はなっておりません

で、予算計上して基金から受ける場合に、町がその議案を提案して、皆さんから審議をいただくというような、こういう手続になっているものであります。したがって、今の状況は、先行取得をしなくても、しなくてもいいですか、金額的にはあまりそういう上昇が見られるような状況にございませんので、随時予算に計上しながら今は取得しているというふうなものであります。

今後の対応につきましては、やはりそういう経過もあってこの基準を設置しているものでありますので、これにつきましては十分検討といいますか、しながら、将来に備えてという、そういう取得をしていく一つの目的を持った土地開発基金でありますので、その辺も慎重に検討しながら、今後の在り方等については検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、その他の基金等につきましても、いろいろと活用されていないといいますか、そういう基金があるのではないかとということでございますし、先ほど話しましたように、10年といいますか、震災の関係等に係る基金等についてはやはり利用が今後考えられませんので、そういう部分の整理等も今後していかなければならない、今年度いろいろそういう部分の整理については今検討しているところでありますので、併せて全体的な基金の有効活用という観点からそれぞれの基金をしっかりと見直ししながら、さらに維持してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ただいまの説明はよく分かりました。土地を取得する部分については、このような土地開発基金で買う方法と一般会計で買う方法、この2つのことございまして、当時町では、全国的な基金条例が法律で決まっているかと思っておりますので、当時各市町村では大分財政が緩くなってこういうふうな先行取得をやってきたと思いますが、時代の変遷により、50年前の条例でございますので、いろいろ諸事情が違ってくるかと思っておりますが、一番土地開発基金で、この基金を使って先行取得したような部分については補助制度においても違ってくるというふうなことが言われているようでございますが、その辺の確認はどうでしょうか。

一般会計で取得しますと何もないものが、土地開発基金を使うことのメリットの一つとして町の財政負担が減るといふようなこともあるようですが、こういったような対応についてはどのような考えで、そしてまた今後土地開発基金を生かすための工夫も、そういうふうなことになるれば必要ではないのかなと思

ますが、活用方法も十分検討が必要ではないかなと思いますので、この点についてお尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。土地開発基金であります。これと同様の基金でありますけれども、県の土地開発基金を活用しながら、これまでの事業の中で進めてきたものが、総合運動公園を整備する際の広大な面積を取得する際に、まさに同じような基金を導入して、基金を活用して、県の土地開発基金で取得していただいて、そして町がそれを活用事業として活用していく際に町が買い受ける。その際に有利な事業ということではありますが、まさにそういう事業に対する、当時の事業であります。プロジェクト事業がございまして、それを導入して、それは用地を取得した場合の75%が今度は交付税で算入していただけると、そういう状況のものであったと、そのように記憶しておりますが、そういうメリット等も活用しながら当時は土地の取得というものに活用してきたという経緯があるわけであります。

今後の活用ということにつきましては、先ほども申し上げましたように、そういう状況によっては様々な判断が必要だとは思っておりますが、今はそういう土地の上昇とか、そういったふうなもの等があまり今なるという状況が見受けられませんので、今すぐそういう活用を図っていくというような考え方は、今のところはないわけではありますが、いずれにしてもそういう状況を見ながら、有効に今後も活用していけるように進めていかなければならないと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

土地開発基金も、用語とすればなかなか財政の関係では出てこない部分でございまして、こういったようなことも、優位性のある有効な基金については、有効な、図るような工夫をやって運用していただければなど、このような形で質疑をさせていただきましたので、基金それぞれ載っておりますけれども、いずれも必要でこのような基金条例の下で施行になっておりますので、その辺については十分ご留意の上、

基金の活用を図っていただきたいということで、私の質疑を終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。認定第3号、令和2年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、認定第3号、令和2年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第13、認定第4号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。認定第4号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、認定第4号、令和2年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第14、認定第5号、令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

てを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。この採決は起立によって行います。認定第5号、令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、認定第5号、令和2年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第15、認定第6号、令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。この採決は起立によって行います。認定第6号、令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、認定第6号、令和2年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第16、同意第11号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第 11 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、同意第 11 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで当局の方々には退席していただいて結構であります。

(当局退席)

会議を再開します。

次に、日程第 17、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

この案件は、全国町村議会議長会から各都道府県議会議長会を通じ、意見書提出の要請があったものであります。

ここで依頼文書の朗読を求めます。議会事務局長。

議会事務局長（ 触沢誉君 ）

それでは、県議会議長会からの文書の裏面を御覧をいただきたいと存じます。この依頼文書につきましては、全国町村議会議長会、南雲正会長から依頼があったものでございます。

それでは、意見書を朗読させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財源は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠です。

このため、本会としましては、あらゆる機会に上記趣旨の要請活動を行ってまいりますが、貴管内の町村議会におかれましても、上記趣旨をご理解の上、9月定例会において別紙を参考に意見書を議決いただき、地方自治法第99条の規定に基づき、国会、関係行政機関に提出いただくとともに、地元選出国會議員に要望するなど、積極的に対応いただきますよう、特段のご配慮とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長の朗読が終わりました。

ここで委員各位からご意見を伺いたいと思います。ご発言を求めます。ご発言どうぞ。このことにつきましては、昨年の9月定例会議でも意見書を提出させていただいております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この件については、昨年もやっておりますし、また現実にこのような内容であるというふうなことから、全国町村議会議長会の要請等もございますので、このような形での取りまとめをお願いいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りします。

これから採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、意見書を提出することに賛成の方は起立

願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、意見書を提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま意見書を提出することと決定したコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてに関し、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程及び発委案を配ります。

(追加日程及び発委案配布)

追加日程第1、発委第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

発委第3号について朗読を求めます。議会事務局長。

議会事務局長 (触沢誉君)

それでは、意見書を朗読させていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度において巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に

において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣及び関係閣僚並びに衆参両院議長とするものでございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会議務局長からの朗読が終わりました。

ここで委員各位から意見を伺いたいと思います。ご発言を求めます。ご発言どうぞ。先ほどは、意見書提出のことに對し、賛成ということで皆様からいただきました。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

お諮りいたします。これから採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。委員会発議をすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、9月10日の最終本会議において、委員会発議することに決定しました。

以上で本日の審査日程は全て終了し、本委員会に付託された事件は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(閉会時刻 14時00分)